

# 会 議 録

## 藤沢市子ども・子育て会議

### 令和元年度第2回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会

開催日時 2019年（令和元年）9月27日（金）13:08～14:56  
開催場所 本庁舎7階 会議室7-1  
出席者 委員 7名 猪野委員、梶居委員、内田委員、澁谷委員、増田委員  
御室委員、郡司委員  
事務局3名 子育て企画課 吉原、小島、和田  
欠席者 委員 4名

#### 内 容

- 1 開会
- 2 （仮称）藤沢市子ども共育計画の策定について【資料1・2】
- 3 市民ワークショップの報告について【資料3】
- 4 その他
- 5 閉会

#### 1 開 会

##### ○事務局

- ・出席状況の確認（委員11名中、7名の出席）
- ・資料の確認（次第、資料1・2・3、前回会議録）
- ・計画策定受託事業者の株式会社浜銀総合研究所の野口副主任研究員と石川研究員の同席あり。

##### ○澁谷部会長

きょう人数が少し少ないところはあるのですが、15時には次の部会にきれいに会場を渡すということもありますので、本日もよろしく願いいたします。

まずは前回の部会から今回にかけて、行政のほうで幾らか形にしてきている部分もありますので、その辺のところをまずしっかりと共有させていただきたい。あと、次の部会が1カ月後ぐらいになるのですが、そこではほぼ全体会の直前会議ということですので、恐らくまた後でご説明があるかと思うのですが、今回の説明を聞いた上で議論し切れなかった部分については、事務局に直接ご意見を上げていただいて、第3回部会では部会としてはこういう意見であるというのを最終的にまとめた形のものをご議論いただくことになるのかなというふうに見通しております。ですので、お手元にある次第に沿いまして、まず事務局にご説明をいただきたいと思っております。

#### 2 （仮称）藤沢市子ども共育計画の策定について【資料1・2】

##### ○事務局

前回の部会においても、今年度は計画を2つ策定していきますというお話の中で、少し説明が足りなかった部分があったかと思っておりますので、改めて事務局側で考えさせていただいたものとして本日も説明をさせていただきます。

まず資料1「(仮称)藤沢市子ども共育計画の策定について」ということで、この共育計画の位置づけというのが1番目になります。(1)「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画策定」となっており、これについては、法に基づく計画としては、6月の法律の改正を踏まえ、市町村については努力義務という形になっております。(2)「子ども・若者育成支援推進法に基づく計画策定」ということで、これも位置づけとしては努力義務という形になってございます。(3)につきましましては、「全体計画である『子ども・子育て支援事業計画』を補完することにより、子ども・子育て分野全体として調和のとれた計画となるよう策定する」ということで、2つ計画をつくっていくに当たっては、ここは留意していく点ということで、3点目に記載をしております。

自分自身もそうなのですが、図解で見たほうがわかりやすいかなと思って、その下に図で示しております。矢印から左側が、平成27年度から令和元年度の今現在の藤沢市子ども・子育て支援事業計画とそれに伴う別冊の関係性、市として子ども青少年部で抱えている計画の図面になっております。この形がどうなるかというのが、右側、令和2年度から6年度の5年間で1期とする中で、第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画という1つ大きな全体計画がございまして、それを補完するという意味で、今回実施計画として「(仮称)藤沢市子ども共育計画」を策定するというような形になってございます。

続いて2ページですが、共育計画の目指す基本的な方向性という話に移ってまいります。(1)はこの計画の対象ですが、「親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とし、その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、フォーカスした施策を講じるよう配慮する」とさせていただいております。全ての子どもの中でも特に支援を必要とする困難を抱える子どもにフォーカスして重点的に施策を展開していきたいというのがここの主たるターゲットになってございます。(2)「目指す基本的な方向性」。「藤沢市子ども・子育て支援事業計画に掲げる将来像の副題である『だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して』の実現に向け、困りごとを抱えている子ども、しんどい思いを抱えている子どもを取り残さないために、子ども全体を対象とするなかで、気づきの視点により、支援対象者にフォーカスし、支援の仕組みを展開する」となっております。支援事業計画のことが出ましたが、この計画については、きょうこの後にあります部会のほうで具体的に進めてまいりますので、こちらについてはその副題を引き継ぐではないですけれども、その視点に基づく共育計画であるという部分になります。3点目として、共育計画の「視点」ということで6つ置いております。視点1「子ども・若者の権利を第一に尊重」。視点2「予防的な関わり、早期の発見、早期の対応」。視点3「子ども・若者、子育て家庭に対する、切れ目のない包括的な支援」。視点4「支援が届かない、届きにくい子ども・若者、子育て家庭への支援」。視点5「困難の世代間連鎖を断ち切る、公正の観点からの支援」。視点6「地域社会全体で『共育』の取組を推進」。(4)「施策方針」は全部で7つ、施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」。施策方針2「心身の健康を育む」。施策方針3「暮らしや子育てを下支えする」。施策方針4「所属・居場所・つながりを確保する(子どもを育む場を提供する)」。施策方針5「基礎的な学び・経験を保障する」。施策方針6「進学、就学、自立に向けた支援をする」。施策方針7「地域全体で共に支える基盤をつくる」。

続いて3ページ、3「計画の構成」は、第1章から第5章まで、第1章「計画策定にあたって」という中で、「関連する法律、大綱、基本指針等の改定状況について記載」をしております。冒頭でお話した「計画の位置づけ」、「計画の期間」、「計画の対象」などを第1章に置

いています。第2章「子ども・若者、子育て家庭の状況」は、もともと共育計画の基礎調査として、昨年の秋に実施した子どもと子育て家庭の生活実態調査の結果を記載するようになっております。

第3章「計画の基本的な考え方」は、視点、施策の方針、施策の柱ですとか、計画の体系などを示していく形になってございます。

第4章「施策の展開」は、事業を具体的に記載していき、第5章は「計画の推進」として、計画の実施状況、5年間の計画になりますので、どのように点検・評価していくのかというようなところを具体的に書いていくような章になります。

資料2、きょう時点の暫定的な素案という形になっている点についてご理解いただきたいと思います。先ほど資料1の中で示した「計画の構成」をまず開いていただくと、第1章「計画の策定にあたって」、1「計画策定の背景及び趣旨」ということで、これまでの国の流れ、法律を交えながら記載しています。関係する法律としては、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律ということで、これは今年度改正された法律、そしてこれから出てくるであろう大綱を踏まえた形で記載したいと考えております。その後、児童福祉法の一部を改正する法律、そして持続可能な開発目標（SDGs）の視点というのも今回この計画には盛り込んでいきたいと考えてございますので、4ページの上のところにSDGsで言わんとすることを図であらわしております。次に、5ページに飛びまして、「計画の趣旨」があり、その後、2「計画の位置づけ」、(2)「主な関連計画」ということで、第2期の藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係性について補完をする役割があるということを示しております。6ページに行きますと、今ここでは子どもの分野にかかわる計画のことについて議論する場になっておりますので、藤沢市全体としてどういう関係性があるのかということを図で示しております。7ページに行きまして、上で「計画の期間」、下で「計画の対象」ということで、先ほどご説明申し上げた内容を記載しております。8ページから第2章「子ども・若者、子育て家庭の状況」ということで、昨年の秋に行った実態調査の結果を記載しております。内容としましては、実態調査の結果だけではなく、市が実施している事業のデータを図に示している形です。8ページから、実態調査の結果も踏まえますと、63ページまで、現在の状況ということで、グラフとそれぞれの項目に対するコメントという形で記載しております。この中身の1つずつの説明というのはこの場では割愛させていただきたいと思います。64ページから第3章「計画の基本的な考え方」という章に入りまして、1「計画の目指す基本的な方向性」というのは、あくまで全体計画である第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画の副題、サブタイトルをこちらの計画の目指す方向性としたと考えております。

ここで地域共生とか、地域共生社会というキーワードが出てまいりまして、下のほうに「子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、すべての子どもに等しく保障する」云々ということで、その思いをこちらに記してあります。65ページから、先ほど資料1で申し上げました「計画推進のための基本的な視点」ということで、全部で6つの視点を置いております。それぞれの視点、こういう角度でこの計画を見ていくというようなところを、今の段階での記載内容として置いてあります。次に、視点の後に続くものとして施策方針を7つ置いてあり、例えば施策方針1「気づく・聴きとる・つなぐ」となっておりますが、この方針の説明文がまず入ってきます。その後に「主な事業例」と置いてあります。その方針に基づいた事業というのはこういうものだということで、今それぞれの方針に基づいて仮で置いてあります。具体的にその方針に基づいてどういうふうに展開されていくかというようなところを

書いていければと考えております。70ページで、SDGsの視点を踏まえるという計画にしたいと考えておりますので、SDGsの関係図、概要などもここに載せていくというようなイメージでおります。71ページできょうの資料は最後となっております、ここに計画の体系図が載ってくるような形になっております。

きょうご説明させていただきましたのは、全体が第5章までであるものの第3章までの部分ですので、これ以降については、また進捗が進み次第、ご確認いただくという形で、きょうは第3章までのお示しとなっております。

以上になります。よろしく願いいたします。

#### ○澁谷部会長

少し整理をさせていただくと、前回は、この部会の位置づけとか、何を議論するのかというところで少し意見交換をさせていただいたところ、子ども・子育て支援事業計画との関係が少しはっきりしないところがある。タイトルも非常に包括的だし、それぞれ理念を持っていて、それが2つ、同等のような計画として並んでいるようなイメージだったので、それはかえって混乱しないのかというところで少し議論をさせていただいた。

それを受けて、今回ご提案の案では、あくまでも上位には藤沢市子ども・子育て支援事業計画があって、これが包括的なプランになっているということです。この部会で話し合ったことと、3時からの部会で話し合ったことのいずれもが、藤沢市子ども・子育て支援事業計画という傘の中に、1つの計画として入ってくるというところは明確にさせていただいた。

ただし、こちらのほうの名称については、まだ仮称という段階。これは前回も「貧困対策」でもいいのではないかという意見はあったのですけれども、過去の経緯を考えたときに、「貧困対策」というのはできるだけ控えたいというような過去の議論もありました。また、事務局から聞いた話だと、議会のほうでもこの問題について非常に関心を持っていらっしゃる方がいて、場合によっては、今後、条例のような形で、藤沢市として特に力を入れていきたいというような議論もあったりするようです。この辺、まず名称を確定してからというよりは、さまざまな要因がありますので、まずは（仮称）共育計画というところで議論を進めましょうというご提案だったかと思います。

名称については特に全体会にかかわるものですので、また2つの部会が合わさったとき、また進捗状況が変わってきたときにどうするのかというのは、最終的に動いてくるかもしれませんが、名称についてはそういう含みがあるものだというふうに理解していいのかなと思いました。

そうした整理をした上で、今回は国の動きも悪いのですよね。これを目標値として設定するので、各自治体できちんと統計をとって目標値が達成されるように計画的に進めなさいというのが、本当は大綱で国のほうから出るはずなのに、出ていないということです。本来でしたら、できればきょう具体的な施策メニューのところまで提示して、あれが足りないとか、ここを強化すべきだというかなり具体の議論ができるとよかったですけれども、そうした国全体の動きのペースもあって、今回はこの計画の大枠、位置づけをあらわす第3章までのところについて、きょう意見交換できるのであれば意見交換したい。

また、第4章の「施策の展開」のところは、きょうは全く案が上がってないのですけれども、次回の部会に向けて、こういうところは事務局でぜひ入れておいてほしいというような意見があれば、せっかくの公式の会議の場ですので、もちろんご発言をいただくことは妨げないようになりたいと思います。

そういうことで、第3章あたりがメインにはなるかと思うのですが、この計画全体と子ども・子育て支援事業計画との関係とか、なぜ第1章の子どもの貧困部分だけ取り出して計画を立てなければいけないのかといった大まかな背景については、何か確認しておきたい事項等ございますでしょうか。

実際、計画をつくるに当たっては、子どもの貧困対策だけに限らず、貧困を初めとして、虐待とか生活困難、あるいは自立に至る過程の中で、いろいろと基本的な生活基盤が整っていない子どもたちが藤沢市の中で暮らしているの、貧困というところに捉われず、さっき出てきた言葉でいくと、「支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭」というところに焦点を当てた形で計画をつくることで、ある意味、底上げというか、公正な社会をきっちりつくっていきましょうという位置づけが、第1章に書かれているという理解でいいですかね。それを促進するための国の法律も各種出ておりますので、このあたりのところは当然踏まえながら共有計画をつくっていくというところですね。

1章のあたりで気になるところとかございますか。

<質疑応答>

○榊居委員

部会長が言われた1章でという話ではないのですけれども、誤字とか気になったので、その訂正も確認しながらと思います。

資料1「(仮称)藤沢市子ども共有計画の策定について」の2ページ目の施策方針6ですが、「進学、就学」と並んでいるので気になって素案のほうを見てみたら、これは「進学、就労」でよろしいですよ。素案のほうの施策方針6は69ページにあって、ここでは「進学、就労、自立にむけた支援をする」。つまり、キャリアデザインまでこの中で考えていくということですよ。

○事務局

失礼しました。

○榊居委員

それから、細かいことを言ってしまうと、3章に入っても、ヘッドラインというか、要するに、上のところがずっと2章のままですが、ここは3章ですね。

とりあえず気づいたのはそれだけです。

○澁谷部会長

あと、何か細かいことでもお気づきのことがあれば、随時、事務局に上げていただくとして、2章はよろしいですかね。2章は過去に実施した調査計画ということですので、その表現が適切かどうかはまた改めて見ていかなければいけないかと思うのですが、ここでずっと読んでいくと、時間に限りがあります。2章は基本的には、実態がこうなっていますよというところを、藤沢市として行った調査結果を反映する形で記述をしていくということですね。

ちなみに、私のほうでも確認すると、9ページの「生活困難層」というのが、この共有計画で、ある意味ターゲットにしていく層と理解していいわけですね。もちろん理念としては、予防というところも含むのですけれども、主としてどういう子どもたちの生活を考えていかなければいけないのかといったときには、9ページの「生活困難層①、②、③」のどこかに該当してくるような子どもたち、あるいはそれによって自立が難しくなるような子どもたちについて、特にこの計画の中では考えていく、この辺は間違っていないですかね。

○事務局

それに加えて、10ページにある図ですが、ここがお金にかかわらず虐待を受けていたとか、そういう子どもたちになります。

○澁谷部会長

生活困難層に加えて、子どもの養育の要因層。

○事務局

子どもの養育の要因層、これは調査結果の中でこういう表現をしているので、今そのまま書いていますけれども、もう少し詳しい説明をしなければいけないと思うのですが、基本的に子どもが虐待を受けていたり、親が子育てを楽しめないとか、そういった子どもに影響が出ている状況に置かれている場合です。

○澁谷部会長

それも今回、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭の1つであって、当然視野に入れながら、どんな施策が必要かというのを議論したいと。

○事務局

少しだけ補足をさせていただくと、今、部会長から（ア）をフォーカスしていただいて、事務局のほうで（ウ）のところも含めますというお話をさせていただいたのですが、実は9ページの下に（イ）『世帯タイプ』の視点」ということも書いてございます。9ページの冒頭の「②アンケート調査の分析の視点」ということで、（ア）、（イ）、（ウ）の3点の視点を設けておりますので、これがそのまま共育計画の対象にはなってくると考えております。

○澁谷部会長

いわゆるひとり親世帯。

○事務局

生活困難層と重なる部分はもちろん多々あるとは思いますが、父子家庭とか、お金はあるけどという子どもたちも対象としていきたいと考えております。

○澁谷部会長

この辺少し表現が難しいところではあるのですが、学者の立場で言うと、やはり生活困難層に近づく要因を抱えることが多いので、この実施計画の中で、ひとり親家庭世帯の状況についても、調査結果を踏まえながら、しっかり施策を組んでいきたいと思います。わかりました。（ア）、（イ）、（ウ）という3つの視点がありましたが、このあたりが実際この実施計画の中でしっかり議論していかなければいけない対象者といえますか、世帯であるというふうに理解できるかと思えます。

その後は調査結果ということで、これは前にも概略ご説明いただいたとおりの結果が続いております。

特に2章まで差し支えなければ、ある意味で施策をまとめていくのが3章ですので、今度は3章のところで、文言も含めてごらんいただきたい。ここで理解が曖昧になってしまうと、実際どんな施策が必要なのかというところで食い違いが出てきてしまったり、過度に広い内容が含まれてしまったりというところがあるので。

○増田委員

1つだけ。先ほどの資料1の図の中で、従来もあった「藤沢市保育所整備計画」は、「保育所」の後に「等」を入れなくてよろしいのでしょうか。今の流動的な時点で、特に藤沢市の状況を考えたときに、「等」が入らないと、いろいろ課題が出てくると思えます。

○事務局

失礼しました。

○澁谷部会長

これはまた次の部会にも非常に大きくかかわることですので、お願いいたします。

○榊居委員

保育所の関係の人間として前回も少しお話をさせていただいたのですが、要するに、このところに「保育所」と書いてあるからといって、子育て支援の施設とかそういうのが保育所だけではないのは、初めから私も認識しているところです。児童福祉法の中で、保育の実施義務がある施設、市町村にある施設ということの位置づけは保育所になっているので、市町村がつくる計画としては、ここは保育所計画としていただきたいと思います。

それから、そのような話で「等」をつけるということが、今度、無償化の話になったりというのと今絡んでいる中では、要するに、認可外とか、そういういろいろな基準が低くなっていくというのをある程度容認するような流れになっているところがありますので、それはある程度保育所を基準に、例えば保育士の資格の規制緩和とか、そういうのはどこまで認めていったほうがいいのか。先ほど言ったように、今は基準というものを決めなければいけない。実施の義務があるのは保育所なので、そこを基準に考えていただきたいということで言うと、私はここは保育所の整備計画というところにこだわらせていただきたいと思います。

○事務局

その点は次の部会の中でご議論いただくような形でもよろしいでしょうか。量の見込みも含めまして、次の部会でお話をさせていただきますので。

○榊居委員

それは私は構わないです。

○澁谷部会長

そのあたりの全体像ですね。当然子どもの貧困についても住民の力をかりるという流れが強くなり過ぎて、公的責任、行政が、経済的に厳しい状況の子ども・若者に対する責任を果たさないということがあってはいけません。藤沢市子ども・子育て支援事業計画全体を動かすときの理念は何なのか、何を達成しなければいけないのかというのは共通のところですので、そこで議論しつつ、具体的にどういった表現でそのあたりの整合性をとっていくのかというところは、主として特に保育関係だと、もう一つのほうの量的な整備を行っていくときに、かなり深く関連するかと思います。

○榊居委員

それは質とも関係がありますので、無認可へのお墨つきにすぐになるというふうな流れにならないようにというのが私たちの願いです。計画としては、もちろん我々の力不足というのも、保育所だけが子育て支援をして、支えているわけではないのは十分に承知しておりますけれども、計画の中にいろいろなものが入っていいということで、果たして子どもを支えられるのかな。今の認可保育所の状況だけでも、保育士はすごく大変な状況の中なので、基準となる計画とか、こういう施設がとりあえず中心でということ、やはり外さないでいただきたいというのが私の願いです。

○澁谷部会長

そのあたりの意見があったところについては事務局で理解いただければと思います。

そうしましたら、とりあえずこの部会の中である程度意見をまとめていくに当たって、1章、2章、大卒のところ、もし疑問等お気づきの点があれば、またご指摘いただきたいと思いま

す。

第3章の「計画の基本的な考え方」について、せっかくお集まりの機会ですので、意見交換して、こういう視点が必要ではないかとか、ご議論いただければと思うのですが、いかがでしょうか。先ほどざっとのご説明はいただいたのですが、改めてお読みいただいて、第3章の大枠づくりのところについて、足りないものとか、わかりにくい表現などありましたら、ぜひご指摘いただければと思います。

○榊居委員

私はこういうふうなことはどうかなと思っていたのは、アンケートなどでも、どうやって居場所をつくっていくかが課題であるというのは何度も出ていたと思うのです。その居場所というのは、子どもにとっての居場所ということによって、家庭なり養育の場と、学校と、地域ということだと思っております。その3つそれぞれの中で、子どもがどれだけ居場所として、居心地のいい場所にしていくかという視点はとても大切だと思うので、例えばこの施策の中のものをそういった視点で分けて、学校がどういうふうになっていけばいいのか、地域がどういうふうな方向に進むべきなのかという視点を入れるというのはどうなのかなと思いました。

○澁谷部会長

そのあたりの視点は、事務局のほうとしては何かありますか。

○事務局

視点というよりは、具体的な施策の中で、69ページの「施策方針4」で、所属という言い方がいいか悪いかわからないのですが、保育園、幼稚園、学校に行けないような子も居場所をつくっていくということも含めた施策、事業を入れていきたいと思っております。当然視点のほうも、基本的には所属のところ、予防的なのかかわりとか、早期発見ということも、いわゆるプラットフォームとよく出てきますけれども、プラットフォームとして所属があったほうが、より早期発見等になっていくかと思っておりますので、できるだけそういう所属をつくるということと、特に不登校の子とかも含めた形で、不登校の子でもいられる居場所をつくる。

あと、所属が終わった後の、放課後ですね、主に学齢期以降になってくると思うのですが、放課後の居場所をつくるというところを、施策方針でいくと、4番と7番になっていくのかと思うのです。4番は、行政側の施策を主に載せていく。7番については、地域での取り組みの行政側の支援のやり方というところを載せていくつもりです。いくつもりでというか、今そこで事業をまとめているところです。

○榊居委員

私が今、視点という言葉を使ったので、資料1の(3)「視点」とまじってしまった。私の説明というか言い方が、もう一言あったほうがよかったかなと思っております。要するに、ここに書いていただいた視点の中にも当然入っていることですが、生活圏というか、要するにゾーンというか、子どもが実際にいる中で、前も話があったのは、1年生でついていくのがどうしても難しいような学校での実態があるとか、そういった学校の中での問題というのはどうなんだろうとか、家庭の中ではどうなんだろう。時系列で子どもが時間を過ごしている場所があるとして、その場所の中での問題はなんだろうという視点があってもいいかなと思っております。視点というか、そういう問題認識もあってもいいかなと思ったので、そういうお話をしたのです。視点という言葉がまじってしまったので、ごめんなさい。視点という言葉を使わないとすれば、そういうエリアというか、子どもの居場所、子どもの生活場所の中での1つ1つ



の生活実態ということですが。

○事務局

年齢と生活の時間でそれぞれ居場所が違って来るから、それぞれの居場所の確保をするというようなことですかね。

○澁谷部会長

幾つか切り口があるわけです。年齢で切っていくやり方もあるけれども、今のご提案は、家庭、学校、地域というのが基本的な生活の場として、恐らく要素としてあるだろう。では、家庭ではどうだろうか、学校ではどうだろうか、地域ではどうだろうかという切り口で見ていくことも大事でしょうというようなご提案だったかと思います。

○榊居委員

ありがとうございます。

○増田委員

今のことに関連して、「施策方針4」で、今回の調査では、先ほどからご説明のように、居場所のことが本当に重要な要素として出されているわけですが、その下に示されている「主な事業例」というのは、「主な」だから、これから検討するのでしょうかけれども、この2つを提示されたのでは、今回の調査結果に基づく居場所、また、今、榊居委員からもあったいろいろなご意見等々を考えましたときに、これでは不足ですよ。

○事務局

もちろんそうです。

○増田委員

「主な事業例」を出すときに今はこの2つが提示されています。行政側でいろいろと話し合っていて、例えばどのようなものが出されたか。ここではまだ整理されてないにしても、聞ける範囲で少しそのあたりのお話をいただければと思います。

○事務局

「幼児教育・保育の無償化」は、就学時前のお子さんの居場所というか、所属の確保というところですね。そのほかに、障害を持ったお子さんの居場所の確保ということで、今、放課後デイサービスがあるかと思っています。そういった放課後デイサービスとか、あと保育園、幼稚園で、特別支援保育の人員費の補助をしていたりしますので、そういった事業があります。

あとは学齢期以降で、ここにもありますが、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブのことを載せていたり、あと、少年の森で今フリースクールをやっている。少年の森を使って居場所事業をやっているところもありますので、少年の森のイベントになってしまうかもしれないのですが、少年の森の事業がある。そのほかに、放課後児童クラブのように、通いというか、申し込みがなくても行ける児童館ですとか、こども館、子どもの家というのがございますので、そういったところの事業を位置づけようかと考えております。

○澁谷部会長

箱というか、事業としてはそうだと思うのですが、先ほど増田委員が言われたように、調査結果から見て、今これが決定的に足りないとか、これが必要なんだというのは何かあるのですか。

○事務局

今、地域の皆さんがいろいろ居場所事業をされていて、それに対する支援の仕方というのを検討しているところではあるのですが、そこについては市の事業としてやっていない部

分もございますので、確実に載せられないところがあります。その辺は、施策方針7「地域まちづくり事業の充実」となっていますが、地域活動の活性化の支援の事業とか、ボランティア育成事業とか、そういった地域で居場所をつくってくださっている方への支援をどうしていくかというところを載せていきたいと思っています。

#### ○榊居委員

今の説明にすごく違和感があるのは、例えば先ほどの施策方針4に学童保育が入っている。放課後デイも入っているのかもしれませんが。では、どういうふうにして場所の足りない部分をふやしていくかとか、そういうのは、もう1つの第二期のほうの計画に当然に入るわけです。そもそも放課後児童健全育成というのは、暮らしや子育てを下支えする福祉施設なので、私のところもやっていますが、そういう意味では、施策方針3のほうに入ってくるのがふさわしいと私は思うのです。

そうではなくて、私が考えるには、「所属・居場所・つながりを確保する」というのは、繰り返しになりますけれども、居場所がないと言ったら、問題は、学校はあっても学校が居場所ではない子がいるということです。要するに、学校で勉強を教わっているはずだけれども、わからないし、聞ける人がいない。だから、地域の人に来てくださる。または、家庭があって、食事を提供してもらえないはずだけれども、いつまでたっても朝御飯が出てこない。そういうふうには、その子にとっての居場所が機能していないということが、貧困のすごく重要な問題だと思うのです。施策方針4というのは、場所をどうするか、整備計画の話ではないところが入る。要するに、ここが本当にそういう共育の中心になっていくところだと思うのですけれども、そういった形での整備計画なり何なりをここに入れてしまうと、全然話が違ってきてしまうように私は思っているのです。

#### ○猪野委員

学習支援はすごく大事だと思うのです。例えば学校で放課後事業をやってくれるとか、行っているところも藤沢市では幾つかはあると思うのですが、学校側（教育委員会側といったらいいのでしょうか）が、例えば子どもたちの学習支援をどう考えていくのかとか、学校が無理でしたら、最低限学校で教わることは子どもたちが理解できるような状況にしてあげるための学習支援を地域でどうやっていくべきかをもう少し具体的に書いてもらおうと、すっきりと入ってくるので、そこはもう少し精査して入れていただきたいと思います。

#### ○事務局

学習支援につきましては、施策方針5で「ブックスタート事業の充実」、「児童生徒指導の充実」と書いてあります。今、中学校では補習をやっておりますので、その事業とか、あと、小学校では、1年生だけだったかもしれませんが、ついていけない子に個別につく指導員さんのような事業をやっておりますので、その辺は施策方針5「基礎的な学び・経験を保障する」というところに入っていくかなと思っています。

#### ○澁谷部会長

座長から言うのもなんですが、どこの施策方針に入るかというのは、もう少し後でもいいような気がするのです。今言われたように、例えば学習支援が必要だよ。いろいろな事情があって、家で勉強ができなかったりして、学校でもお客様になってしまっている。ほかにどこで学ぶかという、調査結果などから見ても、経済的な理由で習い事ができない、学習塾に通わせることもなかなかできない子どもたちがいる。この子たちに対して、市として、誰が、どんな形でサポートができるのだろうかというのを、まずいろいろアイデアを出していただいたら

いいのかなという気がするのです。

なので、いろいろなサービス、施策が出てくるとは思うのですけれども、その施策を実施するときに、どんなことを大事にしたサービスをつくっていくべきなのかというところが少し見えてこない、行政計画としてはすごくすっきりしたものが出てくるとは思うのですけれども、部会の思いみたいなものがいまひとつ出にくいかなと思うのです。せつかくのこの場なので、どこの施策の枠組みでやるかというよりも、もう少しこういうことが必要だよねという意見を、まずはしっかり聞いてみたいなという思いはあります。

○御室委員

今おっしゃられたことなのですが、先ほどの（ア）、（イ）、（ウ）である程度ターゲットが、生活困難者とか、ひとり親さんとか、虐待のお子さんとか、何となくぼんやりと、その子たちに向けてという支援になってくると、おっしゃったように、場所だけを準備しても、中身が問われてきます。

ただ、少し支援が必要なおさんは、地域でというよりは、やはりある程度専門性のある方でないとなかなか難しい。障害のお子さんとか、知的にボーダーなおさんの居場所をつくって、お勉強させて、夢を持たせてというのは、かなり難しいことだとは思っています。地域全体で支えて、ボランティアさんをふやして、地域の学習支援、子ども食堂に頼ってというよりは、もう少し専門的な視点が入るといいなと思います。

それから、施策方針6「進学、就労、自立にむけた支援」ですが、私は児童養護施設にいますので、小さなときに、虐待とかネグレクトとかで、愛情を受けないで育ってきた子どもは、報道もされていますが、脳にいろいろな障害とか、遅れとか、未発達の部分はどうしても残ってしまって、努力しても、どうしてもできないこともたくさんあるのです。

「自立しなさい、自立しなさい」と追い立てているのが現実です。「生まれ育った環境にかかわらず、みんなが公平に」という視点はわかるのですけれども、ソフトランディングとか、少し長い目で、鳥が飛び立つときに、ゆっくりスタートができるように時間をかけていただくことができると思います。みなさまおっしゃられているように、学習支援というのはとても大事なことと思っているので、現実的な問題としてどんなことができるかというのを具体的に入れていただけたらなと思っています。

○増田委員

今のご意見で、児童養護施設の中で、過去からの生育歴も含めて、子どもがさまざまな課題を持ちながら、今おっしゃった中で心に残るのは、自立せよ、自立せよ、こういう方向でやると、彼らはますます居場所を失っていくというか、特に心の居場所というものがなくなっていくと思います。

全体的なこれから後のところの会議で多くは検討しなくてはいけない点だと思いますけれども、藤沢市のよさは、市民がかなり積極的に、私たちのまちは私たちの力でというか、一緒に助け合おうということが長年にわたって育まれてきた地域だというふうに認識しているのです。そのことは今後もこの後期の計画の中においても大切にしないといけない。

その中で、今回のこの部会にかかわるようなところに機能できるというグループもあるかもしれませんが、今おっしゃったように、かなりいろいろな生育歴の中で、負の体験やら、さまざましている中で、そこにかかわるところに専門性ということはかなり重要だと思うのです。

○御室委員

施設だけではなくて、保育園でもどこでも、多分そういうおさんはかなりふえていると思

うのです。

#### ○増田委員

必ずいるのですよね。ですので、全体的な計画とここの線引きが非常に難しい。お互いに重なり合いながらのことにはなると思うのです。その専門性を有した機能を果たすためには、どうしても行政の公的な力、責任というのが重要だと思うので、先ほど部会長がおっしゃっていたように、今回の調査結果について、どの要素をこの部会の計画の中にどういうふうに入れ込んでいくのかというのをもう一度改めてしっかりと考え、次のときには、今ご意見がいろいろあったように、より具体性を持った方針や施策が出てくるといいなと思いました。本当にかなり難しい課題を持っているだろうなと思っています。

#### ○澁谷部会長

そこはすごく大事で、「気づく・聴きとる・つなぐ」というキーワードも出てきているのですが、虐待の研究をしても、気づいていても誰に話したらいいのかよくわからない。189に通告はできるよと言っても、実際に相談できる場にはなかなかない。

55ページあたりの「子どもの状況」で調査結果を見ても、「いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか」「だれにも相談したくない」というのもあるのですが、相談する人は多分いるのでしょね。お父さん、お母さんとか、学校の友達とかに話しているけれども、多分ここでは解決し切れない問題もある。お互い家族とか友達同士で話して解決していく部分もたくさん、たくさんあると思うのですがけれども、やはりお金の問題とか、もう少し広い意味でのライフチャンスの問題、高校進学というような話をしていくときに、なかなか解決できない。

そういったときに、地域の中で、場合によっては学校の中で、この人に相談すれば話を聞いてくれるとか、あの人はよくいろいろなことに気づいてくれて、見てくれているという人が、この計画が進んでいく中でふえていくということはすごく大事だと思うのです。そういう人がふえていくためには、今言われたような事業を充実させるのですけれども、そういうことができるスタッフを確保していきましょうというのは大事な視点かもしれないかなというのはちょっと感じたところです。

その辺の箱物プラス、どういう人が必要なのかとか、どういう人であれば相談しやすいのかというのも考えて、実際に人材の確保とか、養成とか、あるいはまちづくりのワークショップなどにもプログラムとして反映させていって、1人でも応援団がふえていくというのは、5年後、10年後のイメージとして必要かなという感じがします。

郡司委員は来たばかりで申しわけないのですが、今ちょうど計画の全体像をもう一回確認し直して、まだまだ素案で具体的なメニューはないのですけれども、共育計画の必要とされている背景と、あとは、どういう視点、どういう方向性で実際に事業を形にしていくかというところで、こんな視点が必要だよねとか、こういうものがないといけないよねとか、こういうところはもう一回立ち返って見直してみたらどうだろうかとか、できるだけ自由な形でご発言いただいているところですが、今の時点で何かございますか。

#### ○郡司委員

この前の会議が終わってから私が手に入れられる情報は、新聞とか、本とか、テレビとか、そういうものです。今、割といろいろなものがよく発信されています。

今の子どもの教育は、例えば幼児期、保育園の時代と、小学校低学年、高学年、中学というのは、学習という問題だけをとっても物すごくいろいろ違う問題があると思うのです。この前、

私はすごく印象に残ったのは、小学校5年、中学2年に、「いつごろから勉強がわからなくなったか」というアンケートをとって、「小学校低学年からわからなくなった」というのを聞いたときに、私は全くの普通の市民なので、小学校の先生は頑張らないといけないんだなと思ったのです。

世界的な傾向で幼児の問題というのが結構ある。世界でも大体5～6歳で学齢期になりますね。それ以前の学齢期になるまでの子どもの発達の問題が結構大きくて、ドイツの児童精神科医の先生の本の紹介が出ていた。本は読んでないのですが、そのアウトラインだけを読んでも、結局、今は家庭でも子どもと大人が接する時間が少なくて、学齢期に達するということは、ある程度人の話をちゃんと聞いて、ちゃんと座っていられてという年齢になったときに学校に行くというのが普通です。それは世界のどこも大体そうだと思うのですが、今は精神的に十分に成長できてない子どもが学齢期に達しているということで、小学校の先生は実はすごく大変なんだな。小学校の先生の教え方の工夫とか、そういう問題以前のことが今はすごくある。

一番身近に見るのでは、例えば親がスマホを使っていて、昔だったら、たわいのないことで子どもとのコミュニケーションをとれていたものがとれなくなってきている。それから、親だけではなくて、周りの大人も、そういう意味では忙し過ぎて、のんびりいるおじいちゃん、おばあちゃんが余りそばにいないとか、そういうことで子どもの精神状態が学齢期になるときにどうなのかという問題があるということを書いてあるものを見ると、私はすごく納得がいて、やはり人間としてのストロークの交換が十分できて、ある程度精神的に安定していく。小学校の低学年の先生は皆さんご存じだと思うのですが、子どもの学習能力は情緒が安定してないと伸びないのですね。そういう意味で、まず低学年の問題はそういうことがバックにはあるのではないかな。

そういうことを少しずつ考えていくと、ただ学習とって、パッと広い年代について話しても難しいというか、5～6年生の問題以前のところから順番にやっていかないと大変なのかなということが印象に残ったのです。にわかでございませうが、これは身近な問題としてとても強く感じました。

情緒の安定は学習をしていく上では一番大事ですが、自立の問題というのは確かにとても大事ですし、自己肯定感が少ないという問題についても、何かをやって、「ああ、できたね」という達成感みたいなものの経験も、本当は勉強以前の段階からできていいはずですが。小さい子どもでも、小さな努力をしたら、「ほら、こんなにできたじゃない。よかったね」と言われる。そういう体験の積み重ねがあつて、子どもはだんだんに努力ができるようになるのだけど、そういうところが小さいときから足りないのではないかなというのを感じて少し考えてきていたところなんです。だから、学力以前の子どもの情緒の安定とか、達成感をどうやって経験していくかということが結局は学力の問題にもつながっている。今おっしゃったように家庭の問題とか、それ以前の問題もあるのですが、そういう側面もあるかなと思いました。

○澁谷部会長

いろいろ家庭の状況もあつて、そうやって話を聞きながら改めて調査結果を見ると、確かに「うつ傾向のある回答をした保護者の割合」が、困窮層だと、3分の1ぐらいあると出てきているわけで、ここをどうするんだというのは、1つ視点としては大事かもしれない。うつだけではないと思うのですが、家庭内の問題とか。

○郡司委員

要するに、大人と、本当は順番に成長していかなければならない子どもの環境がどういうふうなのかということ、学校でどういうふうに学力をつけるかという問題以前のこととしてあるのかな。

○増田委員

今のことは、梶居先生も含めて、就学前の保育の場でも、ここ10年ぐらい、大変課題になっていまして、世界的ないろいろな調査でも、やはり質の問題があるわけです。質の問題というのは、つまり、子どもが十分に愛されて、特定の大人との継続的な関係性の中で、この人なら何を出しても大丈夫という安心感の中で、その質がある程度担保された状況で育った子どもは、そうではない家庭の子どもと比べて、後の学力の問題や、あるいは社会的なルールをしつかりと守りながら生活できるのかとか、こういったところに大きく影響を及ぼすということがずっと言われているのです。

だからこそ、生まれたときから本当に切れ目のない支援をしながら、そういう体制をつくっていくことが大事だ。この計画もその一環ではあるのですが、今回の調査で本当に明確になったわけです。貧困とか、かなり課題のある家庭の保護者も子どもも、そうではない層と比較したときに、さまざまな課題を持っているという中で、新たな共有計画ができることは非常に意味があることだと思うのです。ただ、ぱっさりと切るわけにはなかなかいかない。どこのところで切ったらいいかということは非常に難しいので、これから先にどういうふうにつなげていくかというのは課題だと思います。

この報告、調査で私が気になるのは、子どもの年齢が重なるに従って、ほかの人にも相談できないし、自尊心といったものも低くなっていく。これから1人の人間として生きていく上で本当に大事なことが、小学校5年、中学になるところで、そこにまたかなり差が出てきているという状況の中で、どこかでそうした状況にならないようなかかわりをしていく。ですから、家庭がもちろん大事だけれども、その家庭支援というものをしていかなければ解決はしないだろうし、先ほどおっしゃったスマホ等のことは、この時代の状況の中でどういうふう理解を合っていくのか。これは藤沢市だけに限ったことではありませんけれども。これまでも、もちろんこの調査結果をかなり丁寧に読み解いていただいていたのきょうのご提示があったわけですが、さらにここでの共有計画を、どこにポイントを置きながらやるのかということが見えるといいなと思います。

○郡司委員

小学校から中学生ぐらいまでとか、そういう感じですか。もっと下からですか。

○澁谷部会長

計画としては妊娠期から全部やらないといけないわけです。

○郡司委員

そうすると、十何年ですか。

○事務局

若者も入るのでもっとですかね。20年、ひよっとすると30年以上。

○澁谷部会長

計画として、絞ってはいけない部分はあるわけです。だから、施策としては全部一通りやりながらも、ただ、藤沢市らしさというのは当然あっていいとは思いますが。

○郡司委員

どこにポイントを置いてというか、それを全部というのは不可能ですよ。

私は専門学校で18歳ぐらいの人に教えていたときに思ったのは、自分の子育ての経験しかないですけども、18歳になってからもうちょっと何とかならないかと言いたくても、ちょっとずつずれていって、18年かかってカーブしていってしまったものをもとに戻すというのは物すごく大変です。なるべく小さいところで、直すという言い方はおかしいけれども、足りないものを補うというのも、早い段階でないと、周りの人もエネルギーが大変です。

○御室委員

ずれていってもいいとおもいます。みんなが同じでなくても良いとおもいます。それはその子の個性だと思います。

○郡司委員

個性でよろしいわけですね。そういうお仕事をなさっている方はそういう考え方ができる。

○御室委員

そのずれたところを認めてくれる社会、許容してくれる社会をつくっていくための部会だと思っています。

○郡司委員

ただ、私が思ったのは、頭は悪くないのに、すごく考えなくなってしまう子どもが多いのです。私はパソコンの先生をしていたのですが、頭は絶対悪くなくて、みんなとても頭がいいのです。なのに、「俺ダメ」とか、「私どうせ」みたいな感じで、考えるのをやめてしまうのです。それを何とかしたいと思って、ちょっとしたことでも、一生懸命かかわっていたのですが、ぐったりして帰ってくるという感じで何年間かやっていたのです。

○増田委員

児童養護施設は本当に1人1人異なると思うのです。

○郡司委員

多様に受けとめるというのはすごく大事ですね。

○増田委員

1人1人異なる子どもに対して、きっと丁寧なかかわりをいろいろなさっているんだと思うのです。余り時間がないかもしれませんが、具体的にこんなふうなかかわりや、こういう要素があるとよいとか、その子なりでいいのです。別にみんなと同じになる必要はないけれども、その子らしさを発揮できるような状況やケースについて、こういう場で少しお話しいただけると、何かヒントが見えてくるかなと思うのです。

○御室委員

私たち施設の限界は年齢です。18歳のお誕生日まではお預かりができますが、次にどうつないでいくのかというのがポイントになります。

先ほどのお勉強に関しては、今もう時代が変わってしまって、それこそここ（スマホ）に全部知識が入っているので、別に覚える必要もなければ考える必要もなく、これ（スマホ）をこうやれば情報はすぐ出てくるので、要するに、これ（スマホ）をどういうふうにするかということですね。社会で生きていくための知恵はだんだん変わっていくのではないかなと思います。

○郡司委員

もう変わりつつありますよね。

○御室委員

それをとめることはできないので、そのやり方というか、生きていく力を子どもたちに教え

ないと、なかなか生きにくいのかなと思います。

○増田委員

そういったところは変わっていくと思うのですけれども、もっとその前提にある人と人との基本的な信頼関係というか、こういったものがしっかりと醸成されないところで、きっと施設への入所ということがあると思うのですね。そのあたりで、それこそケースごとにさまざま違うとは思いますが、実践の中で何か重要な点がきつとおありだと思うのですが、そういうケースのお話の中から何かヒントがあるのではないかと思います。

○御室委員

私たちは、自立しなくていいと教えているのです。助けてもらって生きていけばいいでしょうと伝えています。

○増田委員

助けてもらうようになるためには、大人への信頼関係ができなければ頼れないですよ。

○御室委員

そうです。でも、信頼関係が築けない子が多いです。

○増田委員

人への信頼感がかなり喪失されたり、あるいは非常に弱い。そういう中で施設での生活が始まる。「いいよ、自立しなくて」という雰囲気だからこそ、安心して生活できると思うのですけれども、その施設の生活の中で、どのようなことを大事にされているのか。ここは議事録では個別の発言者がわからないようにしていただいて。

○御室委員

大事にしているのは、カトリック精神です。昔からたくさんの方のシスターたちが子どもたちを育ててきました。基本的な姿勢は「愛されていた記憶が残るようにかかわりなさい」ということでした。子どもが大人を信用していないこともよくわかるし、「仕事でやっているんでしょう」とも言われます。子どもが大人の思っているような反応をしないときもある。大人の思っているようには子どもは育っていかないものですよ。それでも、親のかわりに、愛されていた記憶が残るように、子どもを愛する。子どもがどう思おうと、こちらのスタイルは変えません。

それから、この世に送り出してくれたお母さんのことを私たちは悪く言わない。言いたくなるときもあるし、子どもが悪口を言って、「あんな親」と言うときもありますけれども、「そうだね」と共感はしますけれども、それに対して自分の意見とか感情をもたないように言われています。育ててもらえなかったかもしれないけれども、この世に生をくれたお母さんのことは大事な人と伝えています。でも、大体お母さんのことは好きなんですよ。

○郡司委員

不思議ですよ。子どもはお母さんが絶対大好きなように生まれついているんだと思いますね。

○御室委員

そう生まれてきているのだと思います。でも、そこが多分私たちのよりどころだと思います。その子どもの気持ちを大事にする。

○猪野委員

地域で子どもたちとかかわるときに、今、多くが核家族で、普通の家庭、普通の子どもだけれども、母親と子どもの結びつきがすごく強い。家族以外の周りの大人との関係が薄いからだと思うのですが、普通に学校生活を送っている分には構わないけれども、例えばどこかにキャ



ンプに行き、家族と離れました。となった時に途端に不安感に襲われて、結局は泣き暮らすという感じになってしまうような子どももいたりするのです。だから、地域の中での大人との関係がいかにか薄いかというのは強く感じました。

そこは地域の中で、例えば子育て支援の世代だと、子育て支援に携わる大人との関係、小学校に行ったら、地域の青少協であったり、そういったところでの大人との関係、そのつながりが地域の中であると、大きくなっても大人に対する信頼関係はできていくと思うので、その辺もすごく大事にしないといけないなというのは日ごろから感じています。

○御室委員

親御さんに育ててもらえない子どもたち、今は児童相談所も、施設ではなくて家庭養育、里親さんに委託してほしいと言っています。もちろん国も原則として施設養育ではなくて、里親委託にきなさいと言われてます。

ただ、ゼロ歳児、産院から直接里親さんに行った子と、4歳から里親さんに行った子では違います。ゼロ歳児で行っていると、産みの親でなくても、安心感とか愛着というのは築けているし、産んでくれたお母さんと育てのお母さんが違っても、2人のお母さんとうまくやっている子もいます。必ずしも産んでくれたお母さんとは愛着関係ができないわけではないから、それは地域の方とか、里親さんとか、いろいろな可能性はあるけれども、子どもが結びつく力を持っているので、何かできるかもしれない。

○郡司委員

子どもの成長段階と大人とのかかわりというのはすごく相関がある。さっきの話でも、子どもがすごく小さいときは、もちろん不安です。だって、何もわかってないわけだから。そういう時期に、お母さんから無理に離したり、早く自立させようと思って余り厳しくやると、逆にすごくしがみついてしまうのですね。そういう意味では、お母さんでなくても、すごく早い段階からちゃんとのかかわっている人がいれば、それは十分お母さんのかわりにもなる。今おっしゃったことも、子どもの発達段階と周りの大人のかかわり方というのがどういうぐあいによってかなり違うということですよね。そういうところは、それこそ専門家が一番よくわかっていることで、何歳ぐらいのときにはどうというのが多分あるのではないかとはい思うのです。

○御室委員

夫婦が他人で1つの家族をつくっているわけだから、子どもは産みの親でなくても家族はつくれるとは思いますが。

○澁谷部会長

ありがとうございました。大分思いが出てきました。

○御室委員

でも、話がずいぶんずれてしまいました。

○澁谷部会長

いえ、私がすごく聞きたかったような話で、多分これを事業にしてしまうと味気なくて、スクールソーシャルワーカー何名とか、支援センターを幾つつくるとかいう形になってしまうのですけれども、きょういただいたような思いの部分をごどこかで残しておきたいです。特に視点の文言が、きょう聞いた話で、これでいいのかというのは、当然私も協力しますので、事務局と一緒に適切な文言になっているかというのを考えながらフィードバックをしていきたいと思えます。

また改めて視点とか理念のところを見直した上で、きょう話したような思いが具体化できる

ような施策であったり、メニューというのが少なくとも入っているかどうか。入っているとすれば、1から7までありますけど、そのどこに位置づけるのかというのはまた細かい議論なので、先々皆さんにぜひご確認をいただければと思います。

○増田委員

今のようなお話を直接かかわっていらっしゃる方からお聞きできるということはうれしいです。本当にありがとうございます。

○澁谷部会長

いろいろな例ということで言うと、恐らく梶居委員もまだいろいろな思いもおありだと思いますが、時間の関係もありますので、特にこの辺で伝え切れなかったところは、事務局のほうにフィードバックいただければ、部会長も協力しながら、最終的ないい計画案が出るようにいたします。改めてもしご意見等ありましたら事務局にお寄せいただければと思います。

○事務局

戻って1点だけ訂正をさせていただきます。資料2の素案の64ページ、第3章「計画の基本的な考え方」、(1)「計画の目指す基本的な方向性」ということで、「すべての子どもを包摂する、あたたかい地域共生のまちづくり」と掲げてしまっているのですけれども、「包摂」という言葉が、なかなか難しい言葉なのかなと捉えているので、「すべての子どもを包摂する」というのを、事務局のほうでもう少し考え直しまして、今、支援事業計画のほうの将来像の副題をここに持ってこようと思っております。

ですので、このキーワードではなくて、支援事業計画の将来像のサブタイトルとして、「～だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会を目指して～」というのを置かせていただきたいと思います。自分のほうで編集するときに変えるのを忘れてしまいました。申しわけありませんでした。

### 3 市民ワークショップの報告について【資料3】

・資料3に基づき、事務局から簡単に説明する。

<質疑応答>

○澁谷部会長

こちらについては基本的に実施報告という形になるかと思いますが、何かご質問等ございますか。

よろしければ、ワークショップも今後また引き続き実施があり得るということで、市民の方たちの声を聞いたり、市民の力を引き出す大きな機会になるかと思っておりますので、随時ご報告等いただければと思います。

○郡司委員

私はこういうのに初めて出ました。市のあれのときでしたが、学校に行っていない子どものお母さんとかがいらして、すごく堂々と、堂々と言うのは変な言い方ですけど、学校に行くという絶対の価値観というのはなくていいのではないかということをしごく普通にお話しになっているのを聞いて、そういうふうに見える方たちが出てきたのだなとか、前は学校に行けない子の親というのは、自分が悪いみたいにつむいている方が圧倒的に多いと思ったのですが、ああいうワークショップをやることで、ああいう方が発言できる場があるというのがすごく強く印象に残って、いい面もあるなと思えました。

でも、義務教育がなぜあるかということを見ると、1人の市民とか、人として、ちゃんと

生きていく上で、どういうふうなことが必要かということは、最低限やはり身につけていないと大変かなと思ったので、そういう発言をできる方がなるべくふえたほうがいいと思うと同時に、何で義務教育があるのかというようなところは、そういうことをちゃんとと言えるお母さんというのは、ちゃんと考えている人だとも思うので、そういう人たちのフォローもちゃんとやらないと、戦後の教育のいいところで当然発言していいと思って自信を持って言っていられるんですけど、その辺は押さえておいたほうがいいところかなというふうに感じました。

余計なことかもしれませんが、そういう方がいることに私はとても強い印象を持ちまして、ああいうものをやることで、そういう場が与えられるということも本当に素晴らしいことかなというふうに傍聴させていただきました。

#### ○増田委員

行政をお願いをしていいでしょうか。とてもいろいろ具体的な実態が見えてきて、特にこれからの施策等を考えていく上で、本音で語っていらっしゃるということがよくわかるのですね。各グループに発表という形でまとめてくださっているのですけれども、これからの施策等に関連するものを、それぞれの発表ごとで、こういうことがありましたではなく、もう一步整理をしていただいて、藤沢のもちろん限られた人ではありますけれども、その方たちがこんなふうに真剣に、しかも楽しみながら行った中から、これからを考えていく上でヒントになるようなものをわかりやすく提示するようなまとめをしていただくと、これをやったことが非常に生かされ、またそういうものが出ることによって、これから続けて行っていくときにも、進め方とか、そんなところにも大いに参考になるのかなと思います。お仕事をくっつけてしまっていて済みません。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。

#### ○榊居委員

私はこのワークショップのプレのところにも参加させていただいたのですが、子ども・子育て会議でプレワークショップをやったときには行政の方が一緒に入っていたいて、逆だったのかもしれませんが、それがすごくよかった。資料3の21ページの下から6個目のポツに「できれば行政の方々にも」というのがありますが、行政の方と話しているときに、いつも話し足りなかったようなこととか、同じことを悩んでいるじゃんみたいなのがあって、そういうのを共有するところから居場所づくりが始まるのかなと思うので、今後こういうのをやるときには、行政の各分野の方とか、発達支援の方とか、そういうところも入っていただければとてもうれしいかなと思いました。

#### ○澁谷部会長

人材養成でも、最近はやりたいだけ専門分野を超えて、いろいろな人たちが、同じ場で、同じ問題について考え合うというのがありますので、ぜひこういういろいろな工夫をしながら、いろいろな立場の人たちの思いを共有できればと思います。

## 4 その他

#### ○事務局

お知らせがあります。11月24日(日)に「子どもが主役のまちづくり」ということで、このワークショップのまとめとしまして、講演会・シンポジウムを開く予定です。場所が、駅

から少し歩く形になってしまうのですが、Fプレイスの旧労働会館です。2時から4時を予定しております。第1部が講演会、テーマが「子どもとつくるまちづくり」、サブタイトルとして「子縁社会の創造」、講師として沖縄大学名誉教授の加藤彰彦先生にお願いをしております。第2部がパネルディスカッションという形になっております。10月10日号の広報にもお知らせとして載せることになっております。ぜひこちらもご参加いただけますようよろしくお願いいたします。

○澁谷部会長

用意をしている次第はこのぐらいで、また次の会議のセッティングもあるのですが、何かございますか。

引き続き事務局のほうとコミュニケーションをとっていただいて、貴重なご意見等を聴取いただければと思います。

では、事務局のほうにお返ししていいですか。とりあえず用意した次第については以上です。

○事務局

日程の確認をさせていただきたいと思います。次第の下に次回ということで3行書いてあります。次の第3回の部会はメールでお伝えしているかと思うのですが、11月7日（木）の3時からで、お部屋が前回、第1回の部会を行った3階の会議室3-1になります。ただ、ここは職員エリアと言われるお部屋になりますので、3時前に本庁舎3階にある子育て企画課にお声がけいただければ、会議室までご案内させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

その後、日付が近くて恐縮ですけれども、第3回全体会が11月19日（火）です。一番最初の全体会のときには午前10時からと申し上げていたかと思いますが、午後2時からに変更させていただいておりますので、改めてご確認をお願いいたします。本庁舎8階の会議室8-3という少し狭いお部屋になります。これまた職員エリアというエリア内の会議室になってしまうので、8階までエレベーターで上がってきていただければわかるようにご案内をさせていただきます。

そして、年明けの第4回全体会が2月3日（月）午前10時からということで、お部屋についてはきょうと同じような形で予定を組ませていただいておりますので、この3点についてはお控えいただくようお願いいたします。

冒頭でもお話しさせていただきましたが、きょうの部会から11月7日まで少し時間があきます。きょうは資料等、説明不足の部分があったかと思いますが、お持ち帰りいただきまして、きょう皆さんいろいろな思い思いのことをこの場でご発言いただいて、とてもありがとうございます。もし帰ってから、あんなこともあったな、こんなこともあったなということがありましたら、その都度、事務局にメールないしはお電話でも構いませんので、ご意見をいただければと思います。いただいたご意見については増田委員長と澁谷部会長にご相談をさせていただいて、ある程度形になったものを11月7日にお示しさせていただくというような運びで進めさせていただきたいと思いますので、その点についてもご了解いただければと思います。

## 5 閉 会

○澁谷部会長

以上で共育部会について終了いたします。お疲れさまでした。

以 上